

裾野市発注工事に係る現場代理人の常駐緩和の運用について

1 趣旨

裾野市建設工事執行規則（平成 8 年 8 月 1 日規則第 12 号）第 23 条及び裾野市建設工事請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人の常駐義務を緩和する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

2 緩和の条件

次の要件を全て満たす場合は、現場代理人の常駐義務を緩和することができる。

- (1) 裾野市の発注工事であること。
- (2) 兼任する工事件数は、合計 2 件までであること。
- (3) 2 件の工事の当初請負契約金額（税込）の合計が、4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）の工事であること。
- (4) 兼任する工事の工種は、当該工事と同一の建設工事の種類（建設業法上の 29 の種類）であること。

3 申請

兼任を希望する場合は、工事担当課と協議の上、契約時に現場代理人の兼任申請書を 2 部提出するものとする。

4 緩和を認めない要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、緩和を認めないこととする。

- (1) 受注者が過去 2 年度及び本年度に、裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年裾野市告示第 70 号）に基づく入札参加停止を受けたことがある場合
- (2) 受注者が過去 2 年度及び本年度に完成した裾野市発注工事において、工事成績評定 64 点以下の工事がある場合
- (3) 建築一式工事とそれ以外の工種の工事との兼任である場合
- (4) 低入札価格調査制度の対象となる案件で、調査基準価格を下回る入札を行った場合
- (5) 発注者が承認しない場合

5 安全管理等

現場代理人の兼務を認められた者は、次に掲げる事項を遵守し、安全管理等により一層配慮することとする。

- (1) 対象工事のいずれかに常駐しなければならない。
- (2) 1 日 1 回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたらなければならない。

- (3) 発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (4) 工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図らなければならない。

6 その他

虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合は、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることとする。

7 適用開始

令和7年2月1日以降に契約を行う建設工事から適用する。